

4 廃止等の届出

(1) 届け出なければならないとき (法第 2 5 条の 7 関連)

事業を廃止したとき

事業を休止したとき

事業を再開したとき

(2) 届出期間 (法施行規則第 3 5 条関連)

廃止又は休止の場合 当該廃止又は休止の日から 3 0 日以内

再開の場合 当該再開の日から 1 0 日以内

(3) 届出書類について (法施行規則第 3 5 条及び規程第 2 条第 2 項及び第 3 項関連)

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (法施行規則様式第 1 1) に
指定書を添えて (再開の場合を除く) 提出してください。

(4) 届出の受付について

届出は、山武都市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁
日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。(郵送や F A X、メール等での
受け付けは原則実施していません。)

(5) 指定書の返還 (規程第 2 条第 5 項関連)

再開の届出にあつては、届出後速やかに指定書を返還します。

5 事業の基準

(1) 事業の運営の基準 (法第 2 5 条の 8 及び法施行規則第 3 6 条関連)

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事業の運営に関する基準に従い、適正な給
水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

給水装置工事(法施行規則第 1 3 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)
ごとに、法第 2 5 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者の
うちから、当該工事に関して法第 2 5 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を
指名すること。

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口か
ら水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋
設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うこ
とができる技能を有する者(水道事業者等によって行われた試験や講習により資
格を与えられた配管工、職業能力開発促進法第 6 2 条に規定する配管技能士、同
法第 2 4 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程
の修了者等が想定される) を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者
を実地に監督させること。